

上郡町長交際費支出及び公表に関する要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

上郡町長 梅 田 修 作

上郡町長交際費の支出及び公表に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町長又は町長が指名する者（以下「町長等」という。）が、町政の円滑な運営を図るため、町長等が町を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関し、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第 2 条 交際費の支出にあつては、支出内容及び相手方について、社会通念上許容される範囲内で、かつ、最小限度の金額となるよう努めるものとする。

(支出区分等)

第 3 条 交際費の支出区分及び支出範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝費 町行政に関わりのある団体及び個人の慶事等お祝いに係る経費
- (2) 弔慰費 香料、弔電、供花等に係る経費
- (3) 渉外費 会費、手土産、見舞い、義援金等
- (4) 賛助費 賛助金、協賛金、広告費等
- (5) その他 その他町長が特に必要と認めた経費

(公表及び方法)

第 4 条 交際費は、次に掲げる範囲で公表するものとする。

- (1) 支出区分ごとの件数及び金額
- (2) 全区分合計件数及び同合計金額

2 前項の執行状況は、町ホームページに掲載するものとする。

(公表の時期)

第 5 条 交際費は、前年度の支出状況を翌年度 4 月以降に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。